

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例 承認を受けられた方へ

このシートは、豊田市開発事業に係る手続等に関する条例第15条第2項に基づく承認を受けられた方へのお知らせです。事業完了(完了届の提出)まで、大切に保管してください。

承認通知書を受け取ったら

標識への記入

開発事業区域内に設置済みの標識に、「開発事業承認通知書の交付を受けた日及び番号」を**必ず記入**してください。

豊田市開発事業対策協議会で違反開発防止に向けた取組を行っています。取組の一環として、標識の余白スペースへのステッカー貼付けに御協力ください。

ステッカーの現物を貼付け

閲覧資料の提出

- 提出済み⇒再度の提出は不要です。
 - 承認をした開発事業につきましては、その概要を閲覧に供しています。資料の提出をお願いします。
- 提出資料 (1) 位置図
(2) 土地利用計画平面図
(3) 設計説明書 1面から4面
(4) 地元周知で用いた資料
- ※注意事項 個人情報(設計者の印影、担当者の氏名、個人の連絡先など)については、その表記を無したものを提出ください。

他法令の手続

他法令(都市計画法、農地法、農振法、砂防法など)の手続が必要な場合は、申請手続をお願いします。

【工事施行者未定での承認の場合】⇒ 裏面②へ

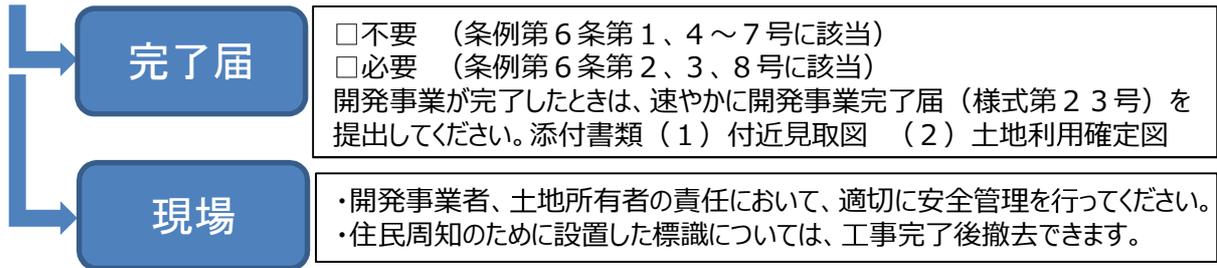
着手届

- 不要 (条例第6条第1、4～7号に該当)
 - 必要 (条例第6条第2、3、8号に該当)
- 開発事業に着手しようとする前に、開発事業着手届(様式第20号)を市長に届け出てください。

工事に際しては

- 工事中の防災措置については、市の承認を受けた内容を確実に講じてください。また、承認において条件が付されている場合は、条件を順守してください。
- 施行内容を変更するときは、予め手続が必要です。

工事が完了したときは



こんな時はどうする？

①市の承認を受けた開発事業の内容を変更することになったとき

あらかじめ、変更承認または変更届が必要です。

（1）変更承認

- ・対象は「条例第6条第1号に該当する事業で、整備する公共施設に変更がある場合」です。
- ・手続は「住民周知」▶「市長との協議」▶「変更承認」となります。
- ・開発事業変更承認通知書の交付までの間、変更部分に係る工事はできません。

（2）変更届

- ・対象は、「条例第6条第2～8号に該当する事業」及び「条例第6条第1号に該当するが、整備する公共施設に変更がない場合」です。
- ・手続は「住民周知」▶「変更届」となります。

計画を変更しようとした時点で、開発調整課へご相談ください。

②工事施工者未定で承認後、工事施工者が決定したとき

工事着手前に工事施工者が決定したことについて、上記①（2）の**変更届**手続をお願いします。

（「住民周知」▶「変更届」）

※工事施工者が、以下の（ア）～（イ）のいずれにも該当しないことが条件です。

- （ア）第20条第2号の規定により承認を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの。
- （イ）第29条の規定による命令を受け、当該命令に係る是正措置が完了していないもの。
- （ウ）第33条の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないもの。

③開発事業を休止または廃止したいとき

開発事業を休止（1年以上作業を行わないこと。）しようとするときは、開発事業休止届（様式第21号）により、その旨を市長に届け出てください。

なお、開発事業の着手後に開発事業を休止する場合は、必要な防災措置を講じてください。

休止した開発事業を再開しようとするときは、開発事業再開届（様式第22号）により、その旨を市長に届け出てください。

開発事業を廃止しようとするときは、開発事業廃止届（様式第17号）により、その旨を遅滞なく市長に届け出るとともに、近隣住民及び自治区の代表者に周知してください。なお、開発事業の着手後に開発事業を廃止する場合は、必要な防災措置を講じてください。

④着手時期が延びそうなとき

市の承認の有効期限は、原則承認を受けた日から2年間です。速やかに着手してください。

また、2年間を経過することが発覚した際は、すみやかに開発調整課へご相談ください。

罰則規定

第33条 第29条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第31条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

問合せ

豊田市 開発調整課 (0565) 34-6744

詳細は、豊田市ホームページ → ページ番号1018780を検索

様式は豊田市ホームページからダウンロードできます。

ステッカー現物



色：黄色